

# ○国立大学法人埼玉大学学長室規則

〔平成26年3月20日〕  
規則第41号

改正 平成28. 3. 17 27規則68 平成28. 3. 29 27規則80  
令和 2. 12. 17 2 規則28

(設置)

**第1条** 国立大学法人埼玉大学学則第13条の4の規定に基づき、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）に、学長室を置く。

(目的)

**第2条** 学長室は、戦略的な大学運営の重要事項に関して、統括的な観点から企画し、総合調整及び推進を図るとともに、学長が円滑な大学運営を遂行できるよう補佐することを目的とする。

(組織)

**第3条** 学長室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 監事
- (5) 学長が指名する事務職員
- (6) その他学長が必要と認めた者

(業務)

**第4条** 学長室においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学長が命ずる重点戦略課題の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 円滑な大学運営遂行のための学長の補佐に関すること。
- (3) 戦略的な大学運営のためのインスティテューショナル・リサーチに係る企画、立案及び統括に関すること。
- (4) その他学長室の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(学長室会議)

**第5条** 学長室に、学長室会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、前条の業務を遂行するため、必要な事項について協議する。
- 3 会議は、第3条各号に掲げる者をもって組織する。
- 4 会議に議長を置き、学長をもって充てる。ただし、学長に事故あるときは、学長があらかじめ指名した理事がその職務を代行する。
- 5 会議は、第3条各号に掲げる者以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(学長室統括長)

**第6条** 学長室に、学長室統括長（以下「統括長」という。）を置く。

2 統括長は、学長が指名する理事をもって充てる。

3 統括長は、学長を助け、学長から命を受けた事項についてその職務を代行するとともに、理事及び副学長の担当する職務を全学的な観点から横断的に調整し、学長室を統括する。

(学長室長)

**第7条** 学長室に、学長室長（以下「室長」という。）を置く。

2 室長は、学長が指名する事務職員をもって充てる。

3 室長は、学内の連絡調整を図るとともに、学長室の業務を掌理する。

(学長補佐)

**第8条** 学長室に、学長補佐を置くことができる。

2 学長補佐は、学長から指示された事項を検討し、全学的観点から意見を述べるなど、学長の職務を円滑に遂行するため、学長を補佐する。

3 学長補佐は、本学の専任教員及び事務職員のうちから、学長が選任し委嘱する。

4 学長補佐の任期は、学長がその都度定める。

(プロジェクトチーム)

**第9条** 学長室は、本学が直面する特定の課題について専門的な調査、企画立案を行うため、プロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームに関し、必要な事項は別に定める。

(雑則)

**第10条** この規則に定めるもののほか、学長室の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

#### 附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則等は、廃止する。

(1) 国立大学法人埼玉大学学長室設置規則（平成19年規則第4号）

(2) 国立大学法人埼玉大学戦略企画室規則（平成24年規則第12号）

(3) 国立大学法人埼玉大学学長補佐会に関する要項（平成21年7月8日学長裁定）

附 則（平成28. 3. 17 27規則68）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 国立大学法人埼玉大学情報企画室規則（平成26年規則第18号）は、廃止する。

附 則（平成28. 3. 29 27規則80）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2. 12. 17 2規則28）

この規則は、令和2年12月17日から施行する。